

平成 27 年 6 月 12 日

財務省大臣官房政策金融課 御中

一般社団法人全国銀行協会

『特定投資指針案』に対する意見募集について」に対する意見等の提出について

平成 27 年 5 月 20 日付で公表された標記の件について、別紙のとおり意見等を提出いたしますので、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

平成27年6月12日
一般社団法人全国銀行協会

「特定投資指針案」に対する意見等

項番	該当箇所	意見等	理由等
1	指針二(1)②	<p>第二号事業活動への資金供給は、日本政策投資銀行が、①「第一号事業者に該当する特定の事業者への資金供給のみを目的として設立される組合(SPC)に対し、資金供給すること」のみではなく、②「第一号事業者に該当する事業者全般を投資対象とした、民間が運営する投資ファンドに対し、資金供給すること」も含まれるのか、確認させていただきたい。</p>	<p>第二号事業活動について確認したいため。</p>
2	指針二(2)②ア	<p>特定投資業務による資金供給額・議決権保有数の割合を50%以下とする条件について、これらの資金供給額・議決権保有数には、第二号事業者を通じた資金供給額・議決権保有数も含まれるとされているが、 ①日本政策投資銀行による出資持分割が50%以下の第二号事業者(投資ファンド)による資金供給額・議決権保有数については、上述の条件の対象となる資金供給額・議決権保有数から除外する、あるいは、 ②上述の条件の対象となる資金供給額・議決権保有数に含まれるのは、日本政策投資銀行の実質的な資金供給額・議決権保有数(第二号事業者である投資ファンドの資金供給額・議決権保有数に、日本政策投資銀行による当該投資ファンド宛の出資持分割を乗じた値)である旨を明確化すべきではないか。</p>	<p>特定投資業務に係る現行の議決権保有制限の下では、日本政策投資銀行と民間資金が、各々第一号事業者に直接投資する場合、日本政策投資銀行の議決権保有数の割合が50%以下であれば、民間資金との合算で50%超の議決権を保有することができる。一方で、日本政策投資銀行と民間資金が、共同で組成・出資した第二号事業者となる投資ファンドを通じて、間接的に第一号事業者に投資する場合、50%超の議決権を保有することができない。しかしながら、議決権保有制限のある民間金融機関が、日本政策投資銀行と共に議決権保有を伴う資金供給を行うためには、第二号事業者となる投資ファンドを通じて行わねばならず、その場合には、実態的に同様の投資となる第一号事業者への直接投資と同じ条件にする必要があると考えるため。</p> <p>(また、項番1で照会した、第一号事業者に該当する事業者全般を投資対象とした、民間が運営する投資ファンドへの資金供給が、第二号事業活動への資金供給に含まれる場合、)第二号事業者の候補となる民間が運営する投資ファンドは、事業者の経営改善・成長を実現するために、一般的に50%超の議決権確保を前提とした投資活動を行っており、第二号事業活動として日本政策投資銀行から出資を受入れることにより、当該投資ファンドの資金供給額・議決権保有数に制限がかかるのであれば、第二号事業活動の活用が進まないことが想定されるため。</p>
3	指針二(2)②ア(イ)	<p>「資金供給の実行後に議決権を取得するオプションを有する形で資金供給を行う優先株の引受け等の場合を含む。」との記載について、この意味するところが、①オプションの行使によって議決権を取得した後に、議決権保有割合の制限がかかるのか、あるいは、②優先株の引受け等の実行時(オプション行使前)における潜在議決権ベースにおいて、議決権保有割合の制限がかかるのか、確認させていただきたい。</p> <p>また、①の場合であっても、投資時に、オプションを行使したうえで即時に当該有価証券を売却する計画としている場合は、一時的な保有として許容されるのか、確認させていただきたい。</p>	<p>優先株の潜在議決権の考え方について確認したいため。</p>